

平成30年度

子ども・若者自立支援 活動促進事業募集要領

～子ども・若者の自立支援活動に関する事業の企画書を募集します～

1 趣 旨

子ども・若者自立支援活動促進事業は、県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が、県からの業務委託である子ども・若者総合相談センター事業の一部として行うもので、かごしま子ども・若者総合相談センターとNPO等の民間団体（以下「NPO等」という。）が連携・協力して、不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者のため、本人や保護者の負担軽減を図るとともに、自立や社会参加を促進することを目的に実施します。

ついては、NPO等の知識や経験を生かした様々なアイデアや視点による事業提案を募集します。

2 募集方法等

この事業の実施に当たっては、NPO等の優れた専門性や柔軟性、ノウハウを活用し、効果的且つ効率的な事業展開を図るため、公募方式を採用します。

また、事業受託者は、委託契約を結び、契約書や仕様書に定められた内容を誠実に履行するとともに、事業成果については、委託者である県民会議に帰属します。

3 対象となる事業等

(1) 対象となる事業

困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加に繋がる活動を内容とし、直接的、効果的な次のような事業を対象とします。

- ・ 訪問支援（アウトリーチ）
- ・ 居場所づくり
- ・ 就労体験、ボランティア活動等の各種体験活動 など

なお、次のいずれかに該当する事業については、対象外です。

ア 原則として、同一事業について5年間継続して事業委託を受けている場合
但し、下記注釈に該当する場合を除きます。

イ 施設整備・改修や備品購入等を主たる内容とする事業（団体の財産形成に
繋がる事業）

ウ 他に同様の助成金等を受けている事業

(注) 過去の受託事業において、事業実績が顕著で、事業効果が得られたものについては、事前に県民会議と協議することにより、5年間を超えての事業継続が可能です。

- (2) 事業実施期間
平成30年7月（契約締結日）～平成31年3月
- (3) 想定される委託料
300千円～600千円とします。（1団体当たり・消費税込み）
- (4) 採用予定事業実施団体数
10団体程度とします。
- (5) 対象となる経費
事業を実施するために直接必要な経費とします。
なお、事務所の賃借料・光熱水費や事務局職員の人件費など、団体の経常的な管理運営経費は対象外です。

4 応募できる団体

NPO法人、ボランティア団体その他の営利を目的としない団体（法人格の有無は問いません。）で、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務所を有し、県内で活動していること
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

5 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
平成30年4月 1日（日）から
平成30年4月30日（月）午後5時まで（当日消印有効）
但し、祝日を除く月曜日は休館日
- (2) 応募方法
次の応募書類を応募先まで郵送又は持参してください。
※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。
※ 5月1日（火）以降の郵送又は持参された書類は、受け付けません。
- (3) 提出書類
 - ア 子ども・若者自立支援活動促進事業応募書（様式第1号）
 - イ 子ども・若者自立支援活動促進事業企画書（様式第2号）
 - ウ 団体調書（様式第3号）
 - エ その他必要な添付書類
 - （ア）団体の定款若しくは規約又はこれらに代わるものの写し
 - （イ）団体の役員名簿
 - （ウ）直近1年間の事業報告書及び収支計算書（団体としての活動実績が1会計年度以上ある場合に限る。）

アからウまでの様式は、かごしま子ども・若者総合相談センターのホームページに掲載していますので御利用ください。

<http://www.soudancer-k.com/>

- (4) 応募先
鹿児島県青少年育成県民会議（かごしま子ども・若者総合相談センター）
〒890-0064
鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館2階
※ 提出された応募書類については返却しませんので御了承ください。

6 審査・選考方法

- (1) 企画書をもとに、県民会議で書類審査の後、別途委嘱する複数の「審査員」による評価を踏まえ、選考・決定します。
- (2) 審査の過程で、応募いただいた事業内容等に不明な点があれば、県民会議から電話等で確認をさせていただくことがあります。

7 審査基準

企画書の審査基準は次のとおりです。

- (1) 的確性
企画コンセプトが明確であり、かつ募集の趣旨を理解した上で企画した内容であること
- (2) 実現性
具体性がある内容であり、かつ実現可能な企画、運営、実施方法であること
- (3) 実施効果
企画書どおり実施し、事業の効果が期待される内容であること
- (4) 経費の妥当性
所要経費の積算は、企画内容に沿った妥当な見積りであること

8 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（企画書採択後の協議）
企画書が採択された場合、企画提案したNPO等（以下「提案NPO」という。）と県民会議との両方で、事業内容の協議を行います。
なお、協議の結果、企画書の内容の一部を変更・修正する場合があります。
- ※ 法人格のない任意団体の方につきましては、企画書の選考・決定後、次の書類を提出していただきます。（様式は別途提示します。）
- ・ 契約の相手方となる団体の代表者等が成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面
 - ・ 団体目的等についての確認書
- (2) 契約の締結
ア 県民会議と提案NPOとで協議し、事業実施に係る仕様書を作成します。
イ 仕様書が確定した後、県民会議と提案NPOとで契約を締結します。
ウ 契約の手続は、県民会議の財務会計規則の規定に基づいて行います。
エ 県民会議の承認を得ることなく、採択された業務を他人に委託することはできません。

- (3) 事業報告及び完了検査
 ア 契約を締結したNPO等（以下「受託NPO」という。）は、事業の進捗状況について別途指示する時期に、また、事業が完了した段階で、事業完了報告書を事業実施期間満了後10日以内に県民会議に提出していただきます。
 イ 県民会議は、受託NPOから事業完了報告書を受領した場合は、速やかに完了検査を行います。
- (4) 事業費の請求及び支払い
 ア 受託NPOは、県民会議による完了検査に合格した場合は、県民会議に対して委託料を請求することができます。
 イ 委託料の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。但し、前金払いが必要な場合は、個々の契約書の中で取り決めます。
- (5) 活動状況等についての情報提供
 受託NPOは、委託事業の活動状況等について、適宜、かごしま子ども・若者総合相談センターへ情報提供を行うこととなります。

9 事業のスケジュール

募集期間	【平成30年4月1日（日）～4月30日（月）】（当日消印有効） かごしま子ども・若者総合相談センターホームページ等で募集します。
審査・選考	【平成30年5月～6月】 ○ 書類審査・選考 ○ 選考結果の通知
事業実施	【平成30年7月（契約締結日）～平成31年3月】 各事業内容により、事業実施の期間は異なります。 ○ 事業計画に沿って事業実施 ○ 事業完了報告書の提出

10 問い合わせ先

鹿児島県青少年育成県民会議（かごしま子ども・若者総合相談センター）
 鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館
 電話 099-257-8230
 FAX 099-257-8231
 メールアドレス soudan-center@hello.odn.ne.jp（業務連絡用）